

## 令和4年度山形市舞台芸術活動支援補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、合唱、演劇、管楽器を含む演奏などの入場料を徴する舞台公演のリハーサルに起因する新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することにより、舞台公演が中止となるリスクを軽減し、もって文化芸術活動の活性化を図るため、本市内を拠点として舞台芸術活動を行う団体のリハーサルに係る活動経費に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第4条に定める補助対象団体が実施するリハーサル（舞台公演本番（以下「公演」という。）前の団体全体による練習をいい、個人による練習を除く。以下同じ。）のうち、その会場をこれまでの興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。以下同じ。）でない施設から次条に定める対象施設に変更して実施するリハーサルで、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない公演のためのリハーサル

ア 特定の者のみを対象（登録会員のみ対象など）とした公演

イ 入場料を徴しない公演

ウ 他人の権利を侵害するおそれがある公演

エ 政治、宗教等に関する公演

オ 寄附、勧誘等を主な目的とする公演

カ 公序良俗に反する公演

キ 本市が実施する「地元文化団体振興事業」の対象となっている公演

(2) 公演の1週間前から前日まで（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に限る。）に行われるリハーサル

(3) 山形県が定める「イベント等の開催に関する基本方針」その他国、県及び市が提示する新型コロナウイルス感染症対策を遵守して実施する公演のリハーサル

### (対象施設)

第3条 補助対象事業の会場となる施設（以下「対象施設」という。）は、山形市民会

館大ホール及び小ホール並びに山形テルサのテルサホール及びアプローズとする。

(補助対象団体)

第4条 補助対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 本市内に本拠を置く合唱、演劇、管楽器を含む演奏などの舞台公演を主催する団体であること。
- (2) 活動歴が通算5年間以上かつ公演歴が累計5回以上の実績がある団体であること。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団（山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 暴力団に当たらない反社会的な活動をする団体でないこと。
- (9) その他市長が適当と認めない団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行う際の対象施設の利用に係る料金とする。ただし、リハーサルの目的から逸脱する過大な利用に係る料金は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から、補助対象団体が直近のリハーサル（令和元年4月1日から令和4年3月31日までの期間において興行場でない施設で行ったリハーサルのうち、当該申請に係る公演と同一又は最も条件が類似する公演に係

る直近のリハーサルをいう。以下同じ。)を行った際の当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を減じて得た額とし、1公演(連日公演を行う場合は、一連の公演をまとめて1つとみなす。)につき25万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体のうち、補助対象事業をこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施する団体は、規則第5条の規定にかかわらず、山形市舞台芸術活動支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業を実施する日の2週間前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 山形市舞台芸術活動支援補助金誓約書(別記様式第2号)
- (2) 直近のリハーサルを行ったこと及びその際に支払った利用料金がかかるもの(領収書の写し等)
- (3) 公演の日程及び内容が分かるチラシ、プログラム等
- (4) 補助対象経費の概算書
- (5) 規約又は会則、活動歴及び公演歴が分かるもの並びに会員名簿の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする補助対象団体のうち、令和4年4月1日から施行日の前日までの間に補助対象事業を実施した団体は、規則第5条及び第13条の規定にかかわらず、施行日後4週間を経過する日までに山形市舞台芸術活動支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 山形市舞台芸術活動支援補助金誓約書
- (2) 山形市舞台芸術活動支援補助金確認書(別記様式第4号)
- (3) 直近のリハーサルを行ったこと及びその際に支払った利用料金がかかるもの(領収書の写し等)
- (4) 公演の日程及び内容が分かるチラシ、プログラム等
- (5) 規約又は会則、活動歴及び公演歴が分かるもの並びに会員名簿の写し
- (6) 補助対象経費の領収書及び明細書の写し等
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請は、1補助対象団体につき2公演分までとする。

- 4 補助金の申請期限は、令和5年3月31日とする。ただし、申請期限前に予算がなくなつたときは、申請期限にかかわらず補助金の交付申請の受付を終了するものとする。
- 5 補助対象団体は、第1項又は第2項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象団体については、この限りでない。
- 6 前項ただし書に規定する補助対象団体であつて、第2項の規定による申請をした団体は、同項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した補助対象団体にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、山形市舞台芸術活動支援補助金交付決定通知書（別記様式第6号）又は山形市舞台芸術活動支援補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により当該申請をした補助対象団体に通知する。

- 2 市長は、前条第2項の申請があつた場合において、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、山形市舞台芸術活動支援補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（別記様式第8号）又は山形市舞台芸術活動支援補助金不交付決定通知書により当該申請をした補助対象団体に通知する。

（補助対象事業の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）

は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の変更について承認を受けようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象事業の中止について承認を受けようとするときは、山形市舞台芸術活動支援補助金事業（変更・中止）承認申請書（別記様式第9号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書式により交付決定団体に通知する。

(1) 補助対象事業の変更 山形市舞台芸術活動支援補助金交付決定変更通知書（別記様式第10号）

(2) 補助対象事業の中止 山形市舞台芸術活動支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）

3 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減を伴う変更とする。

（公演の変更等）

第10条 交付決定団体は、当該申請に係る公演を変更し、又は中止しようとするときは、山形市舞台芸術活動支援補助金公演（変更・中止）届（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 第7条第1項の規定による申請をした交付決定団体は、補助対象事業の実施後30日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定にかかわらず、山形市舞台芸術活動支援補助金実績報告書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 山形市舞台芸術活動支援補助金確認書

(2) 補助対象経費の領収書及び明細書の写し等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第5項ただし書に規定する補助対象団体であって、同条第1項の規定による申請をした団体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第7条第5項ただし書に規定する補助対象団体であって、同条第1項の規定による

申請をした団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した補助対象団体にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（交付額の確定及び通知）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告の内容を相当と認めるときは、補助金の額を確定し、山形市舞台芸術活動支援補助金交付額確定通知書（別記様式第14号）により当該実績報告を提出した交付決定団体に通知する。

2 第8条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた交付決定団体については、規則第14条の規定にかかわらず、第8条第2項の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金の額の確定通知に代えるものとする。

（請求）

第13条 補助金の額の確定通知を受けた交付決定団体は、速やかに補助金の交付に係る請求書に口座情報を確認することができる書類（通帳の写し等。ただし、本市に債権者登録をしている者を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、規則第16条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体に命ずることができる。

（帳簿等の保管）

第15条 規則第19条の規定による帳簿その他証拠書類等の保管期間は、補助対象事業の完了日が属する年度の翌年度から起算して5年とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(申請日の特例)

- 2 施行日から起算して4週間を経過する日までに補助対象事業を実施する補助対象団体に係る補助金の交付申請については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項又は同条第2項のいずれかの規定により補助金の交付申請をすることができる。この場合における同条第1項の規定の適用については、同項中「2週間前までに」とあるのは、「1週間前までに（その1週間前の日が施行日前である場合にあっては、施行日以後速やかに）」とする。